

令和8年7月から新たに「千葉市認知症あんしん保険」を開始します！

～外出時事故の損害を市加入の保険により補償～

千葉市では、認知症の人が安心して外出や社会参加ができるよう、認知症の人やそのご家族の不安の軽減を目的とした取り組みを進めています。

このたび、認知症の人が外出時の事故で損害賠償が生じ、賠償金を支払う場合、市が加入する保険により補償する制度を令和8年7月1日から申請受付を開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

(1) 補償内容

ア 補償金額

1 事故につき1億円限度

イ 補償対象例

- ・誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。
- ・他人の財物を壊してしまった。
- ・日常生活で他人にけがをさせてしまった。 など

(2) 保険料

無料（市が全額負担します）

(3) 対象者（保険の被保険者）

次のア、イ、ウのいずれにも該当する方

ア どこシル伝言板®（高齢者保護情報共有サービス）に登録している方

イ 千葉市に住民登録があり自宅で生活している方（病院や施設入所者は対象外）

ウ 認知症の診断を受けた方

2 加入の流れ

(1) 申請

お住まいの各区保健福祉センター高齢障害支援課に申請書を提出します。

※申請には、認知症の診断を受けた診断書が必要です。

※どこシル伝言板®（高齢者保護情報共有サービス）に未登録の場合、同時に加入手続きが必要です。

(2) 決定通知

市が申請書類の確認を行い、決定通知を郵送します。

(3) 加入日（保険適用開始日）

15日までに申請いただいた場合は、原則として翌月1日となります。

（15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の開庁日まで）

(4) 保険期間

加入日から加入日の属する年度末（3月末日）まで。

3 事故発生時の流れ

- (1) 認知症の方を起因とした事故が発生した際、損害保険会社に事故報告をします。
- (2) 引受損害保険会社が事故に関する情報収集・提供を行います。
- (3) 引受損害保険会社が保険適用の可否を検討します。
- (4) 引受損害保険会社から事故の相手方に保険金の支払いをします。

4 背景

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、基本的施策として「認知症の本人の生活におけるバリアフリー化の推進」などが規定されています。本市の「認知症施策推進計画」において、「認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援」を主要施策に掲げ、「認知症の人の地域での見守りと安心した外出支援の充実」として本事業を位置付けています。

＜参考＞どこシル伝言板®（高齢者保護情報共有サービス）とは

1 目的

認知症の方が行方不明になった際の早期発見・保護ができるよう、どこシル伝言板®（高齢者保護情報共有サービス）を活用し、安否情報等を関係者間で共有することで、高齢者の安全確保を図るとともにそのご家族を支援します。

2 事業概要

認知症の診断を受けた方および在宅で認知機能の低下により行方不明となる可能性がある高齢者等に対して、二次元コードが印刷された40枚のラベルシールを無料で配布し、対象となる方の衣服や所持品に貼り付けます。対象となる方が身元不明者として保護された場合は、発見者が貼り付けたラベルシールを読み取ることで、本人の所在地や状況等の保護情報を家族等と共有し、安全の確保を図ります。

3 手続の流れ

- (1) お住まいの各区保健福祉センター高齢障害支援課に申請します。
- (2) 市が申請書類の確認を行い、決定通知と併せてラベルシールを郵送します。